

**平成30年度
医療研究開発推進事業費補助金
創薬支援推進事業
希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業
公募概要**

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
創薬戦略部 創薬企画・評価課

公募情報（概要）

公募課題：希少疾病用医薬品として製造販売承認取得を
目指す開発品目

補助金額：1 研究開発品目当たり年間の上限を5千万円程度

支援実施予定期間：3年間（平成30～32年度）

新規採択課題予定数：0～8課題程度

平成30年度の公募スケジュール

公募期間

- 平成30年1月12日～平成30年2月9日正午(厳守)

書面審査

- 平成30年2月中～下旬

ヒアリング

- 平成30年3月20日(必要に応じて開催)

採否通知

- 平成30年4月上旬(予定)

交付決定

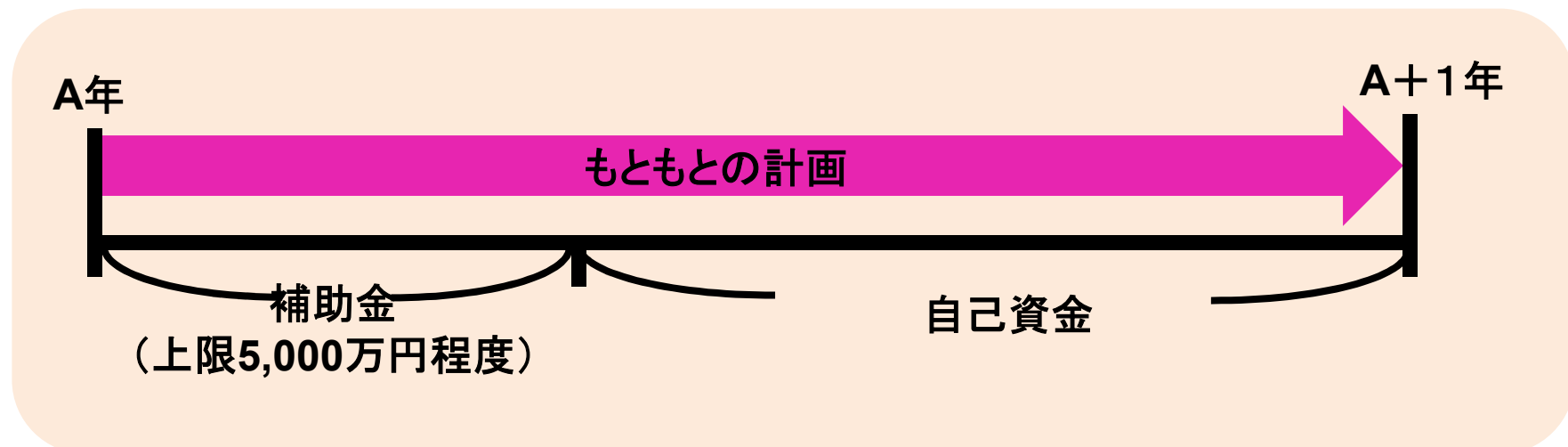
- 平成30年5月上旬(予定)

事業の概要（１）

事業の目的：

希少疾病用医薬品の製造販売承認取得を目指す研究開発型企業等による開発を進めるため、その環境を整備し、迅速かつ効果的に希少疾病用医薬品としての実用化を可能にすること

→ 開発を推進するため、その環境整備の一環として、一定の開発費用を補助



事業の概要（２）

○募集対象となる開発品目

希少疾病用医薬品として製造販売承認取得を目指す開発品目（医薬品候補物質が特定されたものに限る）

※ 医療機器・再生医療等製品は含まれません

○交付対象者

希少疾病用医薬品として製造販売承認取得を目指す開発品目を有する研究開発型企业等

- 同一企業等が複数の開発品目について申請可能（開発品目ごとに採択を行うため）
- 複数社にて共同開発する品目の場合、共同申請、企業別の単独申請いずれも可能。ただし、同一品目に対して複数の採択は行わない

事業の概要（３）

○補助期間

原則 ３ 事業年度（平成30～32年度）

ただし、以下の場合は指定日又は中止を決定した日まで。

- ・ 厚生労働大臣から希少疾病用医薬品の指定が行われた場合
- ・ 開発を中止した場合

希少疾病用医薬品の指定を受けずに製造販売承認申請を行った場合は、申請を行った事業年度の末日まで。

補助対象となる経費（１）

○補助の対象

公募要領 p10、11

希少疾病用医薬品の製造販売承認取得を目指すために必要と考えられる
開発遂行に係る経費

- ※ **交付決定日以前に発生した経費（発注含む）は補助対象になりません。**
- ※ **企業等における意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証憑類（証拠書類）が確認できない場合、経費として認めないことがあります。**

	大項目	定義
直接経費	物品費	補助事業用設備・備品・試作品、ソフトウェア（既製品）、書籍購入費、補助事業用試薬・材料・消耗品の購入費用
	人件費・謝金 （交付決定額の20%が上限）	人件費：当該補助事業のために雇用する研究員等の人件費 謝金：当該開発品目に係る指導・助言、被験者、単純労働等の謝金等の経費
	その他	上記のほか、当該開発を遂行するための経費 例） 運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費、検査業務費等

補助対象となる経費（２）

○開発遂行に係る経費とは？？

たとえば、

- ・ 品質試験、非臨床試験、臨床試験などのデータ取得を目的とした試験
- ・ 治験薬製造費
- ・ 既に上市された医薬品の効能追加のための研究開発費
- ・ 海外で実施する開発費
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の対面助言の手数料

ただし、承認申請及び審査に関わる手数料は対象外

※ 対象となる経費は、国内外を問わず申請者が直接契約するもの

※ 対象となる経費は、企業等が直接的に開発に要する費用のみ、かつ、本邦における製造販売承認取得に向けて必要と考えられるもののみ

補助対象となる経費（３）

公募要領 p10、11

○経費計上に当たっての留意事項

- （a）物品費において、取得価格50万円以上の備品等の計上は、原則として認めない。
- （b）旅費は対象外
- （c）別の公的資金により行われた開発費は対象外
- （d）企業等が直接的に研究開発に要する費用のみ対象

なお、本事業では、間接経費／一般管理費は計上できません。
ただし、「特許関連経費（出願料、手続き費用等）」については直接経費として計上することができます。「特許関連経費（出願料、手続き費用等）」とは、特許の出願、維持等に必要な手続きに関する費用一般を意図しています。

経費計上に当たって、研究開発に要する費用について判断に迷う場合は、事前にAMEDに相談してください。

補助対象となる経費（４）

○補助対象経費からの消費税の除外について

公募要領 p11・12

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、医療研究開発推進事業費補助金取扱要領に基づき、消費税等の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

応募資格者

以下(1)～(10)の要件を満たす **国内の企業等の代表権者**

公募要領 p2

- (1) 以下の(a)から(c)までに掲げる研究機関等
 - (a) 民間企業の研究開発部門、研究所等
 - (b) 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人(以下「特例民法法人等」という。)
 - (c) その他AMED理事長が適当と認めるもの
- (2) 厚生労働省や他府省等から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (3) 経営状況、信用度が極度に悪化していないこと
- (4) 補助事業提案書等に虚偽の事実を記載していないこと
- (5) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること
- (6) 課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること
- (7) 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権(特許、著作権等を含む。)に対して、責任ある対処を行うことができること
- (8) 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進し、他の研究機関及び研究者の支援本事業に係る必要な手続等を行うことができること
- (9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第12条第1項の医薬品の製造販売業の許可を有している又は医薬品の製造販売業の許可の申請を予定していること。ただし、医薬品の研究開発についての十分な知識、経験、実績等を有している場合はこの限りでない。
- (10) 希少疾病用医薬品として製造販売承認取得を目指す開発品目を有する企業等であること

提案書の提出について

○提案書の入手方法

公募要領 p4、5

AMED ホームページからダウンロード

(<http://www.amed.go.jp/koubo>)

○提案書類受付期間

平成30年1月12日(金)～平成30年2月9日(金)正午(厳守)

期限を過ぎた場合には一切受理できません！

受付期間終了後の提案書類の差し替え等には応じられません！

○提出方法

郵送、宅配便等により

AMED創薬戦略部 創薬企画・評価課まで

(〒103-0022東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号
室町ちばぎん三井ビルディング8階)

審査項目と観点

公募要領 p6、7

審査項目	
①事業趣旨等との整合性	・ 本事業の目的に即した研究開発プロジェクトであるか＊
②科学的・技術的な意義及び優位性	・ 現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか ・ 独創性、新規性、革新性を有しているか ・ 医療分野の進展に資するものであるか
③計画の妥当性	・ 全体計画の内容と目的は明確であるか ・ 年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか ・ 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか＊
④実施体制	・ 申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか ・ 十分な連携体制が構築されているか ・ 申請者等のエフォートは適切であるか ・ 不合理な重複／過度の集中は無い
⑤所要経費	・ 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
⑥事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目	・ 開発期間終了後、実用化に向けて明確な見通しがあるか ・ 国民の治療ニーズに即した研究開発プロジェクトであるか ・ 国家政策上の重要性 ・ 国民の保健医療水準の向上につながる成果が期待できるか
⑦総合評価	①～⑥を勘案して総合評価する

注1：①及び⑥は、他の項目の2倍の重きをおく。注2：＊の項目が「不適」の場合は不採択

補助事業提案書における記載内容

補助事業提案書には、以下の項目について記載していただきます。

- 法人概要（経営体制・経営陣について）
- 医薬品開発の知識・経験・実績
- 開発品目の要旨（対象疾患、対象者数、医療上の必要性、開発の可能性、
開発品目の作用機序）
- 本補助金の必要性
- 保健医療への貢献度
- これまでの研究開発の進捗状況、PMDAとの相談実績
- 今後の研究開発計画、収益性
- 実用化の全体計画、年度別計画・到達目標、スケジュール
- 実用化における課題
- 所要経費
- これまでに実施した試験及び費用の概算
- 開発品目に係る他の公的資金への申請状況（他機関で獲得した情報を含む）
- 研究開発実施体制
- 倫理面への配慮

提案書類作成上の注意

公募要領 p9

○省令・倫理指針等の遵守

○課題の提案に対する機関の承認

複数社と共同開発する品目であって共同で提案する場合には、参加する全ての企業等の長の下承を得た上で提案書類を提出してください。

○提案内容の調整

課題の採択、実施に当たっては、予算の制約等の理由から、計画の修正を求めることがあります。

また、今後、採択された課題の実施に当たって、割り当てられる経費・実施期間は、予算状況により変わる場合があります。

○対象外となる提案

- ・単に既成の設備備品の購入を目的とするもの
- ・他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、直接経費により賄うことを想定しているもの

○その他

応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

採択決定後の手続き等

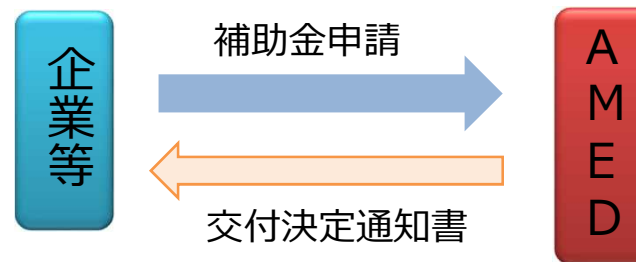
○補助金交付決定手続き

公募要領 p10

採択後、速やかに補助金交付申請手続きを進められるよう、次を開始してください。

- ・ 補助事業計画書の作成
- ・ 業務計画に必要な経費の見積
- ・ 会計規定及び職務発明規定等の整備

<採択後>



- 交付決定日（交付決定通知書の日付）をもって事業開始となります。
- 計画の内容や方法（経費の積算を含む）が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても交付決定しないことがあります。
- 交付決定後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、計画の見直し又は中止を求めることがあります。
- 交付申請に係る様式は、AMEDホームページからダウンロードしてください。

https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki_hojo.html

採択決定後の手続き等（補足）

- 採択後の手続き、補助事業の事務手続き全般の詳細は、公募要領のほか、「補助事業事務処理説明書」をご覧ください。

「補助事業事務処理説明書」は、AMEDホームページからダウンロードできます。

<https://www.amed.go.jp/content/000015461.pdf>

納付金について

公募要領 p29

本補助金の交付を受けた開発品目の上市により、企業等が得た収益の一部を納付金として徴収するものとします。

1. 納付金額

企業等の事業年度において、AMEDが徴収する納付金の額は、前事業年度における補助金の交付を受けた希少疾病用医薬品の売上高につき、次の算式により算定した額とする。ただし、同一の開発に係る各事業年度の納付金の額の合計額は、当該開発についてAMEDが交付した補助金の額の合計額を限度とする。

$$\text{算式：（売上高－1億円）} \times 1/100$$

売上高が1億円以下の場合は納付金の額は0円とする。

2. 納付金の徴収開始時期及び徴収期間

納付金の徴収は、補助金の交付を受けた希少疾病用医薬品が製造販売承認を受けた日の属する各企業等の事業年度から開始し、その算定対象期間は希少疾病用医薬品の製造販売承認を受けた日から10年間。ただし、1のただし書に該当する場合はこの限りではない。

照会先

照会内容	連絡先
公募課題（開発品目）、評価、提案書類の記載方法等	AMED創薬戦略部 「創薬支援推進事業－希少疾病用医薬品指定前実用化支援事業－」担当 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-5-5 室町ちばぎん三井ビル8階 Tel: 03-3516-6181 E-mail : id3desk"AT"amed.go.jp
不正行為・不正使用・不正受給に関して	AMED研究公正・法務部 E-mail: kouseisoudan"AT"amed.go.jp
利益相反管理・研究倫理教育プログラムに関して	AMED研究公正・法務部 E-mail: kenkyuukousei"AT"amed.go.jp
AMEDの知的財産ポリシー及び委託研究開発における知的財産の取扱い	AMED知的財産部 Tel: 03-6870-2237 Email: medicalip"AT"amed.go.jp